熊谷市　就学援助Ｑ＆Ａ

R5.9.28作成

申請について	
Ｑ１	申請書の配布は郵送で行っていますか？
Ａ１	行っていません。 新年度申請分は学校から全児童生徒を通じて、前年度１０月より配布しています。申請書は教育総務課及び市内小中学校に設置しており、ホームページよりダウンロードすることも可能です。新小学校１年生分は就学時検診で配布しています。
Ｑ２	市内の行政センターでも手続きはできますか？
Ａ２	市内各行政センターおよびさくらめいと出張所では、申請書の配布・受付は行っていません。 教育総務課またはお子様の通う学校で手続きをしてください。教育総務課への提出は郵送も可能です。
Ｑ３	お知らせに記載してある申請期限を過ぎても、申請は可能ですか？
Ａ３	可能です。 新年度４月から受給を希望する場合には、前年度３月末までに申請してください。 随時申請は受付けていますが、４月以降に申請した場合、審査・受給の対象は申請月の翌月分からとなります。
Ｑ４	申請書の提出は児童生徒ごとに必要ですか？
Ａ４	お子様ごとではなく、お子様の通う学校ごとに申請書の提出が必要です。 新年度申請の場合は、現年度在学している学校ごとに申請書を提出してください。２枚提出する場合、記入内容は同一としてください。申請書をコピーしたものの提出も可能ですが、小学校に原本を、中学校に写しを提出してください。
Ｑ５	児童扶養手当を申請したばかりで証書がまだ届いていませんが、就学援助の申請は可能ですか？
Ａ５	可能です。 熊谷市こども課で児童扶養手当の申請をした場合、児童扶養手当証書の写しの添付が不要となりました（令和６年度就学援助の申請分から）。 上記以外の場合は、児童扶養手当証書が届き次第、写しを教育総務課又はお子様の通う学校へ提出してください。
Ｑ６	お知らせにある所得のめやすを超えているが、申請はできますか？
Ａ６	可能です。 あくまでもめやすであり、世帯員の年齢等により基準の金額は多少変動します。また、控除後の所得より保険料等控除額を減額するため、実際の収入とは異なります。所得基準を超えた場合は「否認定」として通知を送付します。
Ｑ７	他市町村から転入し、前市町村で就学援助を受給していましたが、再度申請は必要ですか。
Ａ７	必要です。 申請書と全市町村で取得する所得課税証明書を教育総務課又は学校へご提出ください。認定は申請月の翌月からとなります。 証明書の名称が異なる場合は、合計所得金額・社会保険料控除額・生命保険料控除額・地震保険料控除額がわかる証明書を取得してください。

審査について	
Ｑ８	審査の結果はいつわかりますか？
Ａ８	年度当初の判定結果は、５月下旬に郵送で通知します。 年度途中に申請した場合は、申請月の翌月中旬頃に送付します。
Ｑ９	審査にはいつの所得をみますか？
Ａ９	４～６月審査（前年１０月から５月までの申請）分は前々年１～１２月中の所得により判定します。 ７月審査（６月申請）以降は前年１～１２月中の所得により判定します。
Q10	住民票は別であり、同居している世帯員の記入は必要ですか？
A10	生計が同一である場合は、記入が必要です。 住民票が別であっても、光熱費・食費等の生活費が一緒である場合は同一生計者となります。また、扶養している、仕送りをしている方がいる場合も記入が必要です。
Q11	別居している世帯員の記入は必要ですか？
A11	単身赴任や離婚を前提とした別居等、婚姻関係にある方は別居をしていても生計同一者とみなすため、記入が必要です。 ただし、離婚調停中の場合は、調停に係る証明書により別の世帯とみなせる場合がありますので、教育総務課まで御相談ください。
Q12	審査結果通知書の認定区分「準要保護」・「要保護」とは何ですか？
A12	「準要保護」は就学援助費が認定となった世帯、「要保護」は生活保護受給世帯です。 準要保護となった方には当該年度の就学援助費のうち、お子様の学年に該当する費目のすべてが支給対象となります。 要保護の方については、生活保護費と重複しない一部の費目のみ支給対象となります。
Q13	審査結果通知書が届き準要保護として認定となりましたが、他に追加で申請する必要はありますか？
A13	認定後は追加の手続き等は必要ありません。 給食費や校外活動費など、限度額以内の実費額で支給する費目については、学校へ照会・確認を行います。ただし、申請は毎年度必要です。 また、毎年５月頃に就学援助費の再度のお知らせを配布していますが、受給の有無にかかわらず全児童生徒に配布しているため、すでに認定となっている方は再度申請をする必要はありません。

支給について	
Q14	就学援助が認定となりましたが、学校へ給食費等の支払いは必要ですか？
A14	必要です。 原則として、学校の給食費や学年費、旅行積立費などは引続き支払っていただき、あとから就学援助を支給します。また、支給については学校長口座へ委任することも可能です。 ただし、学校により対応が異なりますので、詳細はお子様の通う学校へお問合せください。
Q15	新入学児童生徒学用品費の入学前支給を受けたい場合は、どのような手続きが必要ですか？
A15	新入学児童生徒学用品費は、新小・中学校１年生のうち４月認定の方が支給の対象となります。就学援助費のお知らせに記載している期限までに申請し、認定となった方に対し、２月下旬頃に新入学学用品費を支給します。 申請期限を過ぎ、前年度３月末までに申請した方については、同額を学用品費・給食費と一緒に７月に支給します。
Q16	修学旅行費について、支給はいつですか？
A16	５・６月に実施した学校は１０月中旬頃、１１・１２月に実施した学校は１月中旬頃の支給を予定しています。 実施後にかかった経費を学校に確認して支給を行うため、実施前の支給はできません。 また、欠席した場合のキャンセル料は支給対象外です。

申請内容の変更について	
Q17	児童扶養手当の受給により認定となりましたが、年度途中で受給資格を喪失しました。継続して就学援助を受給することはできますか？
A17	【婚姻や事実婚により受給資格を喪失した場合】 就学援助の辞退が必要となります。 教育総務課またはお子様の通う学校で「辞退届」を記入し、提出してください。再度受給を希望する場合は、婚姻または事実婚の相手を含む新しい世帯の申請書も一緒に提出してください。 【受給資格の更新ができなかった場合】 辞退が必要となりますが、所得での判定により認定理由を変更して認定となる場合もあります。 教育総務課で審査後、辞退が必要となる方に別途通知します。
Q18	市内で転居した場合、手続きは必要ですか？
A18	必要です。 申請時より氏名・住所・世帯員・口座等に変更がある場合は、変更の手続きが必要となります。教育総務課または学校で、「異動届」を記入してください。
Q19	年度の途中で支給先の口座を変更することはできますか？
A19	可能です。 教育総務課または学校で「異動届」を記入してください。

その他	
Q20	特別支援学級に在籍し奨励費を受給していますが、就学援助を申請することはできますか？
A20	可能です。 重複する場合、援助額の多い就学援助より優先的に支給します。